

平成 20 年 1 月 11 日

愛知県体育館 E S C O 事業提案審査の講評

本事業は、愛知県体育館を対象とした E S C O 事業であり、今後の県有施設への E S C O 事業導入や、市町村や民間の施設への E S C O 事業導入にあたってのモデルとなることが期待されています。

提案は、株式会社シーエナジー及び株式会社トーエネックの 2 社からなる 1 グループから提出があり、E S C O 事業提案審査要領に従い、提案書及び提案者によるプレゼンテーション内容を客観的に評価して総合的な判断を行いました。

今回の提案では、空調の運転開始時のウォーミングアップ制御の実施、照明機器の交換の 2 項目が示されました。過去 2 回の改修工事で省エネ型の機器の導入が進んでおり、空調や照明の稼働率が高くないという条件の中、省エネルギー率 3.21%、二酸化炭素削減率 3.09% という環境改善効果に加え、光熱水費削減効果についても本県及び事業者の双方に利益を生む提案となりました。

当委員会では、事前に公表している審査要領に基づき客観的に審査を行い、その結果、総合評点が基準点を上回ることから、今回の株式会社シーエナジー及び株式会社トーエネックの 2 社からなるグループの提案を採用することといたしました。

また、今回の提案は、既に一定の省エネが図られ、また建物使用も特殊な条件にある施設であるという制約条件の中で、技術的に高度な内容ではないとしても普遍性があり省エネ効果の確実性も高いものとなっており、今後中小企業や市町村等の規模の小さい施設においても E S C O 事業導入を幅広く進めていくためのモデルになりうると考えられます。

最後に、貴重な御提案をいただいた応募事業者の方には、多大なる労力をおかけしましたことを改めて厚く御礼申し上げます。

愛知県 E S C O 事業提案審査委員会

委員長 中原 信 生